

**令和 8 年度「科学体験プラザ事業」運営委託業務  
企画提案競技 募集要項**

**1 目的および概要**

大分県（以下「県」という）は、第 3 期大分県科学技術振興指針－4 つの基本方向とその施策－3 科学技術を担う人づくり に記載があるように、施策の一つである学校や地域等における科学技術教育の充実を図るべく、体験型のプログラムを通じて科学技術の面白さや身近さを感じてもらい将来の学習やキャリアへの関心を高めるきっかけを提供する。

本事業において実施効果の高い安定した運営を図るため、提案競技（プロポーザル方式）による契約を行う。

**2 契約に付する事項**

（1）業務の名称

令和 8 年度「科学体験プラザ」運営委託業務

（2）業務内容

別紙「科学体験プラザ仕様書（以下「仕様書」という）

（3）契約期間

契約締結日～令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで

（4）限度額

2, 0 3 6, 3 8 6 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

**3 参加資格**

提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

（1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。

（3）事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県や関係者との打合せ等に担当者を出席させることができる者。

イ 県から要請があった場合に、速やかに担当者等を派遣することができる者。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

エ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。

（4）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材・原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 4 提案競技参加申出及び参加資格の確認

提案競技に参加を希望する者は、上記３の要件が必要なほかに、次の各号に掲げる申請書等を提出し提案競技参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

##### （１）参加申請書等の提出書類

- ア 提案競技参加申出兼参加資格確認申請書（様式１）
- イ 総括業務責任者・担当者名簿（様式２）
- ウ 会社(団体)概要書（様式３）

なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める必要書類を併せて提出すること。

- ・営業概要書（別紙１）
- ・誓約書（別紙２）
- ・印鑑証明書（法務局届出の法人印鑑であり、交付から３ヶ月以内。）
- ・法人の履歴事項全部証明書（交付から３ヶ月以内。）
- ・直近１年間分の財務諸表（「貸借対照表」「損益計算書」。）
- ・都道府県税納税証明書（交付から３ヶ月以内。県外法人で大分県に事業所を有する場合は大分県の納税証明書を、有しない場合は本店所在地の都道府県の納税証明書。）
- ・国税納税証明書（交付から３ヶ月以内。「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用（その３の３）を提出。）

##### （２）提出先（場所）

下記に記載する「１１ 問い合わせ先」の担当課

##### （３）提出方法

メール又は持参又は簡易書留郵便で提出すること。

- ア メールでの提出の場合、データ提出後に電話にて到達確認を必ず行うこと
- イ 簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「令和８年度「科学体験プラザ」運営委託業務 企画提案競技参加申出兼参加資格確認申請書類 在中」と朱書き

すること。

(4) 提出期限

令和8年8月20日(木) 17時必着

ア 直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

イ 郵送の場合は、令和8年8月20日(水) 17時までに必着とする。

## 5 提案書等

以下の書類について、令和8年度8月27日(木) 17時までに電子メールにより提出すること。電子メールに添付するファイル形式はパワーポイント、Word、Excel 又は PDF とする。

(1) 提案書等の提出書類

ア 提案書(任意様式)

イ 概要説明書(様式6)

(2) 提出先

下記に記載する「11 問い合わせ先」の担当課

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。

## 6 スケジュール

(1) 提案競技参加募集開始

令和8年7月29日(水)

(2) 質問票提出期限

令和8年8月5日(水)

(3) 質問への回答

令和8年8月13日(木) 予定

(4) 提案競技参加申出書類提出期限

令和8年8月20日(木) 17時必着

(5) 提案関係書類/参加辞退届(様式4) 提出期限

令和8年8月27日(木) 17時必着

(6) 審査会

令和8年9月4日(金)

(7) 審査結果の発表及び通知

令和8年9月7日(月) 予定

## 7 審査方法

(1) 実施日 令和8年9月4日(金)

(2) 実施方法 対面でのプレゼンテーション形式とする

(3) 開始時間 別途連絡

- (4) 所要時間 25 分程度(企画提案 15 分程度、質疑応答 10 分程度)
- (5) 説明に際し、モニターを用いて提案書の表現を補足することができる。
- (6) モニターは当方で用意する。

※プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料等の使用は認めない。

※各審査員に企画提案書類一式を事前に配布する。

## 8 審査及び結果通知

- (1) 企画提案書の審査は、企画提案競技審査委員会が行う(審査基準は別表 1 参照)
- (2) 選定された提案の使用権は、大分県に帰属する。
- (3) 提出された企画提案書等の内容を評価項目ごとに定めた審査基準をもとに採点した結果を踏まえ、審査委員会による、協議を行い、業務委託候補者 1 者を選定する。
- (4) 審査結果は、令和 8 年 9 月 7 日(月)(予定)までにすべての参加者に対して、E-mail で通知する。

## 9 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出書類 質問票(様式 7)
- (2) 提出場所 下記「11.問い合わせ先」のとおり
- (3) 提出方法 E-mail (電話で到達確認を必ず行うこと)で提出すること
- (4) 提出期間 令和 8 年 8 月 5 日(木) 17 時まで

## 10 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費は参加者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申出等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申出等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画提案競技で第 1 順位であっても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は次順位の者を業務委託候補者とする。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

## 11 問い合わせ先

〒870-8503 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県商工観光労働部 工業振興課 工業支援班 担当：大村 将史

TEL－：097-506-3298/FAX－：097-506-1753

E-mail－：[a14130@pref.oita.lg.jp](mailto:a14130@pref.oita.lg.jp)